

平成26年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部訂正（H27.4.23現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更前	変更後	備考
E000-00	170020270	画像診断管理加算1	5	歯科適用区分	0	1	訂正（平成24年厚生労働省告示第七十八号より画像診断管理加算の施設基準については「（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）」が削除されたことから、施設基準要件を満たす医療機関では、当該診療行為を算定できるため）
E000-00	170025210	画像診断管理加算1（写真診断）	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170025310	画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170025410	画像診断管理加算1（核医学診断）	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170025510	画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170024470	画像診断管理加算2	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170025610	画像診断管理加算2（核医学診断）	5	歯科適用区分	0	1	
E000-00	170025710	画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）	5	歯科適用区分	0	1	

備考に適用年月の記載がないものは、平成26年4月診療分から適用